

【貿易実務アドバンストマニュアル<第3版>】1刷

本テキストにつき、改正による修正箇所がございます。お手数お掛けしますがご訂正願います。

該当箇所	旧	新
P.47 下から3行目	1kg 当たり SDR19 が～	1kg 当たり SDR22 が限度となります(2021年1月現在)
P.47 下から1行目	2020年1月現在、 SDR1.00≒¥152.41	2021年1月 現在、SDR1.00≒ ¥148.83
P.52	SDR19	<p style="text-align: center;">SDR22</p> <p>(例) 申告価格が JPY875,000、実重量 89.8kgs の～～求め方。 SDR1.00 ≒ ¥148.83 を適用(p47 参照) 運送人の責任限度 SDR 22 = JPY3,274(TACT Rules78) 通常の運送責任限度 89.8kgs × JPY3,274 = JPY294,005・・・① 運送申告価格 JPY875,000・・・② この貨物は 1kg 当たり SDR22.00 を超えているので、 超過額の従価料金 0.75%が掛かる。 超過分 ②－① = JPY580,995 従価料金 JPY580,995 × 0.75% = JPY4,357.462... ⇒ JPY4,357(四捨五入の単位 JPY 1円)</p>
P.247⑩	SDR19 を超える場合 ～	SDR22 を超える場合～

以上